

3

案内サイン基準

この章では、地図を用い街の情報や現在地を表すことで、人々の移動の助けとなる、案内サインの基準を設定します。

地図の範囲・縮尺・向き

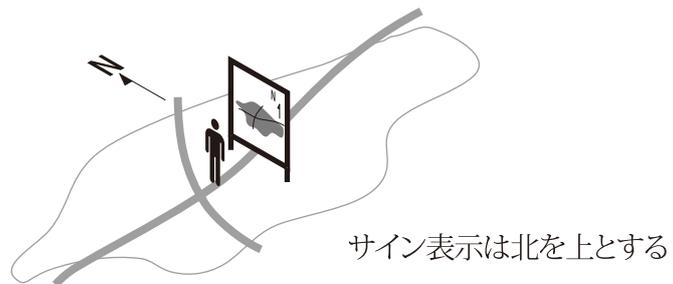
地図は都市の構造を面的にあらわす総合的な情報です。

大きくは、周辺案内図（歩行圏を詳細に案内する）と広域案内図と地区案内図（周辺案内図と区全域案内図との中間に位置する案内を行う）の3つに分けられます。

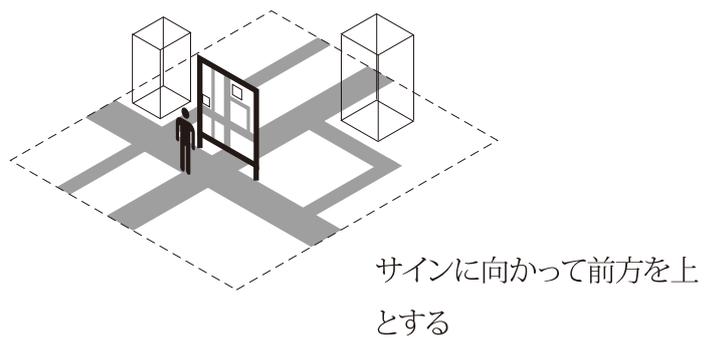
各々の地図についての範囲・縮尺・地図の向きについて以下の基準を設けます。

案内地図の向き

広域案内サイン（広域交通案内など）



地区案内サイン（1/2500）・周辺案内サイン（1/1000）



縮尺・範囲

地区案内図

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900×900	約 2.25km 四方	
600×600	約 1.5km 四方	1/2500
300×300	約 750m 四方	

周辺案内図

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900×900	約 900m 四方	
600×600	約 600m 四方	1/1000
300×300	約 300m 四方	

情報掲載基準

項目		名称表示		色彩表示		ピクトグラム表示	
地勢等	山	○	全て	○	全て	-	
	湾	○	全て	○	全て	-	
	島	○	全て	○	全て	-	
	半島	-	-	○	全て	-	
	河川	○	全て	○	全て	-	
	湖	○	全て	○	全て	-	
	池	○	全て	○	全て	-	
	堀	-	-	○	全て	-	
	港	○	横浜港	○	全て	-	
	埠頭	○	全て	○	全て	-	
	運河	○	全て	○	全て	-	
	栈橋	○	全て	○	全て	-	
街区等	市	○	市境界において表示	○	全て(区分線)	-	
	区	○	全て	○	全て(区分線)	-	
	町丁	○	全て	○	全て(区分線)	-	
	街区	△	街区番号	-	-	-	
道路	高速道路	○	全て	○	全て	-	
	国道	○	全て	○	全て	-	
	県道	○	全て	○	全て	-	
	主要地方道	○	全て	○	全て	-	
	その他道路	○	道路愛称のあるもの	○	全て	-	
地点	インターチェンジ	○	全て	○	全て	-	
	橋	○	準用河川以上の河川にかかる橋で、移動の手がかりとなる橋梁名	○	全て	-	
	歩道橋	△	移動の手がかりとなる歩道橋で愛称のあるもの	○	移動の手がかりとなるもの	-	
交通施設	鉄軌道路線	○	全て	○	全て	-	
	鉄軌道駅	○	全て	○	全て	○	鉄道/鉄道駅(JIS) 全て
	バスターミナル	○	全て	○	全て	○	バス/バスのりば(JIS) 全て
	バス停留所	△	全て	-	-	-	
	バス路線	-	-	○	全て(路線を統合して表現)	-	
	タクシーのりば	-	-	△	タクシーターミナル	△	タクシー/タクシーのりば(JIS) タクシーターミナル
	旅客船ターミナル	○	全て	○	全て	○	船舶/フェリー/港(JIS) 全て
	航路	○	全て	○	全て	-	
	航空旅客ターミナル	○	YCAT	○	YCAT	○	航空機/空港(JIS) YCAT
	公共駐車場	○	全て	○	全て	○	駐車場(JIS) 全て
移動円滑化施設	公衆便所	-	-	△	全て	△	お手洗い(JIS) 全て
	エレベーター	-	-	△	移動経路にあるもの	△	エレベーター(JIS) 移動経路上にあるもの
	エスカレーター	-	-	△	移動経路にあるもの	△	エスカレーター(JIS) 移動経路上にあるもの
	観光案内所	-	-	○	全て	○	案内所(JIS) 全て

項目		名称表示		色彩表示		ピクトグラム表示	
観光名所	景勝地・旧跡・歴史的建造物	△	国・県・市指定・登録文化財となっている地勢・建造物・構造物、横浜市認定歴史的建造物	△	国・県・市指定・登録文化財となっている地勢・建造物・構造物、横浜市認定歴史的建造物	-	
	街区公園	△	全て	○	全て	○	公園／緑地(参考) 全て
	近隣公園規模以上の公園	○	全て	○	全て	○	公園／緑地(参考) 全て
	緑地	○	市民の森・ふれあい樹	○	全て	○	公園／緑地(参考) 全て
	*海辺の公園	○	近隣公園規模以上	○	全て	○	海辺の公園／緑地(参考の変更) 全て
	*特殊施設のある公園	○	近隣公園規模以上	○	全て	○	特殊な公園／緑地(参考の変更) 全て
	全国的な有名地	○	年間入り込み者数10万人規模以上の全国的に有名な観光施設 ※1	○	年間入り込み者数10万人規模以上の全国的に有名な観光施設 ※1	-	
大規模集客施設	大規模モール	○	6000m ² 以上の大規模小売店舗 ※2	○	6000m ² 以上の大規模小売店舗 ※2	-	
	国際展示場	○	全て	○	全て	-	
	国際会議場	○	全て	○	全て	-	
	テーマパーク	○	年間入り込み者数10万人規模以上の遊園地 ※1	○	年間入り込み者数10万人規模以上の遊園地 ※1	-	
	大規模遊園地	○	全て	○	全て	-	
ショッピング施設	大型商業ビル	○	6000m ² 以上の大規模小売店舗 ※2	○	6000m ² 以上の大規模小売店舗 ※2	-	
	地下街	○	個別ビルの地下街を除く全ての地下街	○	個別ビルの地下街を除く全ての地下街	-	
文化施設	博物館・美術館	○	公共の博物館・美術館・資料館	○	公共の博物館・美術館・資料館	○	博物館／美術館(参考) 公共の博物館・美術館・資料館
	劇場・ホール・公会堂	○	全て	-	全て	○	ホール／公会堂(新規) 全て
	会議場	○	全て	○	全て	-	
	公立図書館	○	全て	○	全て	-	
スポーツ施設	総合競技場	○	全て	○	全て	○	総合競技場(新規) 全て
	体育館・武道館	○	公共の体育館・武道館	○	公共の体育館・武道館	-	
	スポーツセンター	○	全て	○	全て	-	
	野球場	○	公共の野球場	○	公共の野球場	○	野球場(参考) 公共の野球場
	テニスコート	○	公共のテニスコート	○	公共のテニスコート	○	テニスコート(参考) 公共のテニスコート
宿泊・集会施設	ホテル・旅館	○	(財) 横浜観光コンベンション・ビューローの会員ホテル・旅館 ※3	○	(財) 横浜観光コンベンション・ビューローの会員ホテル・旅館 ※3	○	ホテル／宿泊施設(JIS) (財)横浜観光コンベンション・ビューローの会員ホテル・旅館 ※3
行政施設	中央官庁またはその出張機関	○	全て	○	全て	-	
	県庁	○	神奈川県庁	○	神奈川県庁		アイキャッチのみ表示 神奈川県庁
	市役所	○	横浜市役所	○	横浜市役所		アイキャッチのみ表示 横浜市役所
	区役所	○	全て	○	全て		アイキャッチのみ表示 全て
	警察署	○	全て	○	全て	○	警察(JIS) 全て
	交番	-	-	-	-	○	警察(JIS) 全て
	消防署	○	全て	○	全て	-	

項目		名称表示		色彩表示		ピクトグラム表示	
行政施設	裁判所	○	全て	○	全て	-	
	税務署	○	全て	○	全て	-	
	法務局	○	全て	○	全て	-	
	一般郵便局	○	全て	○	全て	○	郵便(JIS) 全て
	特定・簡易郵便局	-	-	-	-	○	郵便(JIS) 全て
	運転免許試験場	○	全て	○	全て	-	
	職業安定所	○	全て	○	全て	-	
	大使館	○	全て	○	全て	-	
	領事館	○	全て	○	全て	-	
	医療福祉施設	病院	○	総合病院・大学病院・公立の病院	○	総合病院・大学病院・公立の病院	○
△			その他の救急病院	△	その他の救急病院	○	病院(JIS) その他の救急病院
福祉保健センター		○	全て	○	全て	-	
大規模な福祉施設		○	全て	○	全て	-	
産業施設	公益企業	○	NTT・ガス・電力会社の本支店	○	本支店	-	
		△	公団・公社の本支社	△	公団・公社の本支社	-	
	金融機関	○	-	○	都市銀行・地方銀行本支店	○	銀行(JIS) 都市銀行・地方銀行本支店
	放送局	○	CATV以外の有線放送を除く本支局	○	CATV以外の有線放送を除く本支局	-	
新聞社	○	本支局	○	本支局	-		
教育研究施設	大学・高等学校・中学校・小学校	○	全て	○	全て	-	
	大規模なその他の学校	○	全て	○	全て	-	
	専修学校	△	専修学校	△	全て	-	
	大規模な研究所	○	全て	○	全て	-	
その他	広域避難場所	-	-	-	-	△	広域避難場所(JIS) 全て
	大規模施設	○	広域にわたり視認可能な高さを有する施設、または区画の大部分を占め、道路の結節点に位置し、地点認識に有効とされる施設	○	広域にわたり視認可能な高さを有する施設、または区画の大部分を占め、道路の結節点に位置し、地点認識に有効とされる施設	-	

- ・項目は「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に準拠した。
- ・○については、該当するものの全てを掲載する。
- ・△については、案内図の縮尺、情報密度等を勘案して掲載の可否を決定する。
- ・建築物については建物平面外形を色面で示す。
- ・（ ）内はピクトグラムの分類を示す。
 - (JIS) JIS Z 8210 に規定された案内用図記号を示す。
 - (参考) この付属書は、本体で規定した案内用図記号以外のもので、"標準案内用図記号ガイドライン"に収録されているものを示す。
 - (参考の変更) 本体以外に"標準案内用図記号ガイドライン"に収録されている図記号のうち、表示事項と機能を変えない範囲で図材を変更したものを示す。
 - (新規) 横浜市独自で作成したピクトグラムを示す。
- ・※1

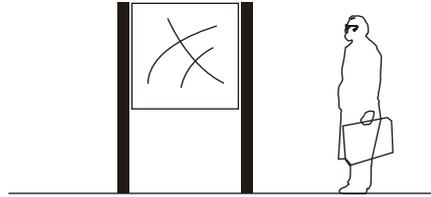
「年間入り込み者数 10 万人規模以上の全国的に有名な観光施設」及び「年間入り込み者数 10 万人規模以上の遊園地」については、その都度、文化観光局観光振興課 (Tel 045-671-2596) に問い合わせる。
- ・※2

「6000m² 以上の大規模小売り店舗」については、その都度、経済局産業立地調整課 (Tel 045-671-2598) に問い合わせる。
- ・※3

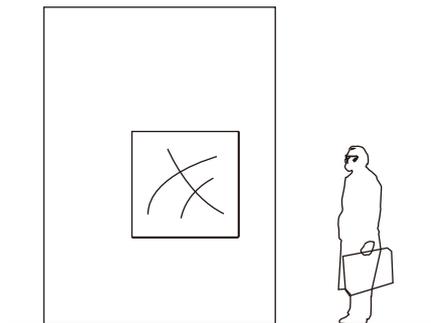
(財) 横浜観光コンベンション・ビューローの会員となっている宿泊施設については、その都度、(財) 横浜観光コンベンション・ビューロー (Tel 045-221-2111) に問い合わせる。

表示面と器具のデザイン

案内サインは原則として独立板型とする。

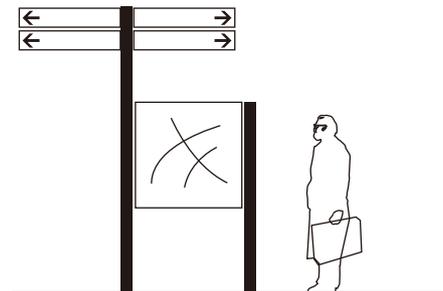


地区状況により独立板型の設置が困難な場合には、壁掛け型の案内サインを用いる。



他機能のサインとの共架を行う。

設置場所の有効利用、景観整理の観点から、誘導サイン、案内地図サイン、掲示板などとの集約を行うことが必要です。



案内サインのデザインはシンプルなデザインとする。

サインのデザインは、効果的な情報伝達が可能であることを前提とし、景観と調和するシンプルなものであることが必要です。また、サイン種類ごとに統一したデザインとし、サインの顕在性を高めることも必要です。

器具の一部に設置場所の地番を表示する。

器具の見えやすい部分に、現在地の住所を記載します。また、通り名称の記載など、利用者にとって有用と考えられる位置情報については、積極的に記載していきます。

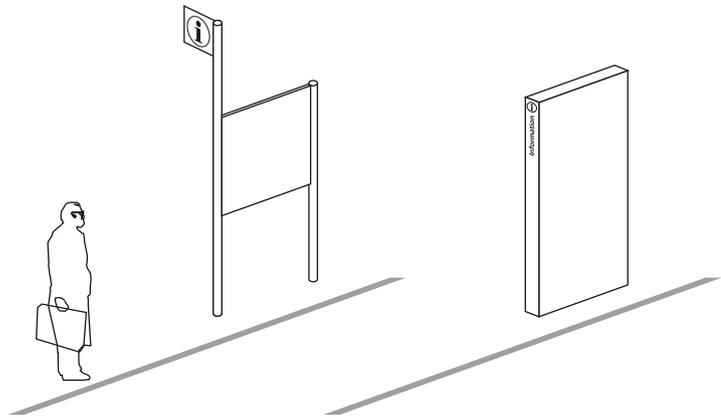
表示面の向きと掲出高さ

空間上の制限から動線と平行な向きに掲出する場合は、できるだけ延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サインがあることを示すサインを掲出する。



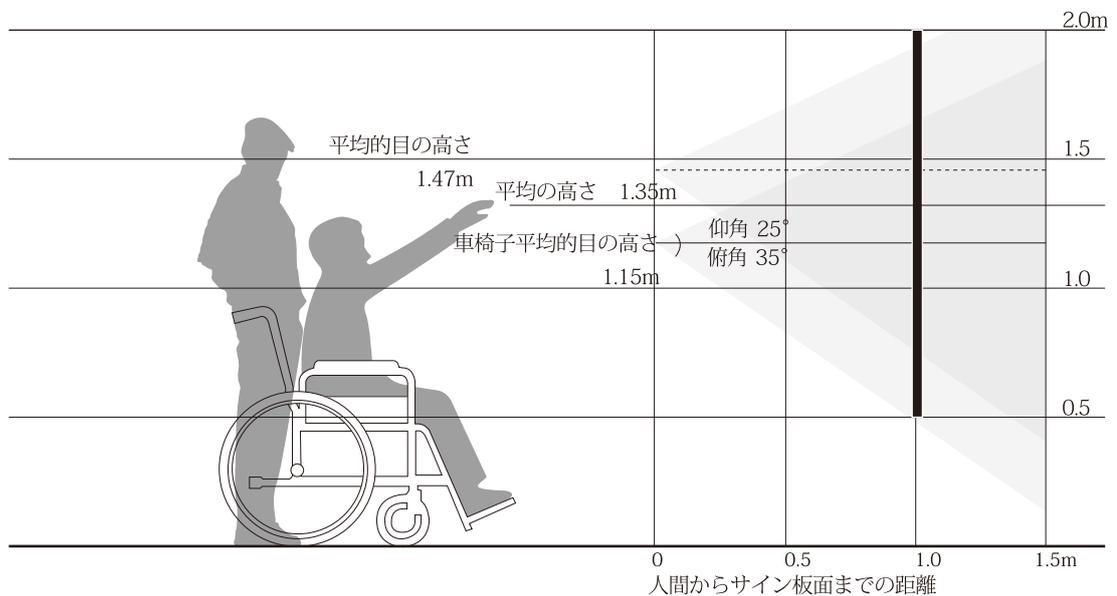
インフォメーションマーク

インフォメーションマークの使用例



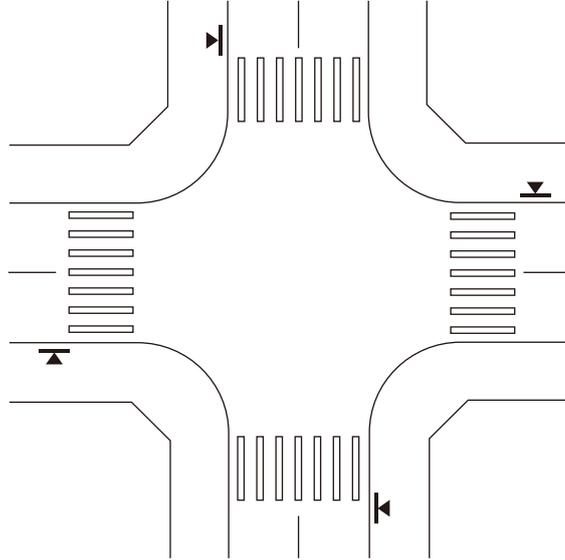
案内サインの掲出高さは、床面から 1350mm を中心に、最高高さ 2000mm、最低高さ 500mm の範囲を原則とする。

案内サインを設置するときは、通行の妨げにならないように、また、車いす利用者が近づけるように十分なスペースをとるようにします。掲出の高さにも配慮します。



配置位置と配置間隔

案内サインはできるだけ交通結節点や動線が分岐する主要な交差点からそれぞれ視認できる、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。



光の反射と材質

サインは外光や照明の反射、映り込みにより見えにくくならないよう設置します。表示面が金属製の場合は反射により見えなくなる場合がありますので注意が必要です。地色を生かしたサイン、例えば金属地のグレー色が背景となる場合、赤色は識別しにくくなるなど、記載情報の色づかいにも配慮が必要です。